

コミュニティ系バス運営費補助

25予 854,614千円
 【24予 1,513,422千円】

ポイント（事業の効果）

- ・ 25年度の交通局バス運行にかかる、一般会計助成額を8.5億円と算定。
 （コミュニティ系バス運営費補助制度の補助基準による算定額）
- ・ 区長会からの要請に基づき、25年度は、交通局が地域サービス系のバス路線を1年間暫定運行。公共交通として必要なバスサービスを一定確保。
- ・ 25年度の運行予定路線102系統のうち、地域サービス系路線に分類され、かつコミュニティ系バス運営費補助制度の基準を満たす38系統を対象に、補助金額を算定。

平成25年度交通局運行路線	102系統
事業性のある路線	59系統
地域サービス系路線	43系統
うち補助対象路線	38系統
うち補助対象外路線	5系統

25年度予算案

補助対象となる地域サービス系路線

200円コミバス	9系統	約2億5千万円
フィーダー系	29系統	約6億円
計		約8億5千万円

コミュニティ系バス運営費補助の概要

- 算定方法：運賃収入は過去3年間の実績値の最高値を採用、人件費など費用は、民間バス事業者の平均コストを採用するなど、標準的な民間バス事業者が当該バスを運行したとしてもなお収支不足となる額を補助額の上限としている。
- 主な補助基準：
 ・系統長は往復3～22km以内
 ・運行回数は一時間当たり1回以上
 ・補助対象年度の前々年度の実績において、平均乗車密度4人以上、または、一回あたりの最多通過人員が10人以上の路線であること

A 収益見込み（本制度による補助金を除く）

- ・ 当該事業者の実績値を基に算定

収益計 【 1, 4 3 5 百万円】

運賃収入（補助対象年度の前々年度から過去3年間における最高値）

特別乗車料収入（補助対象年度の見込み）

その他収入（補助対象年度の前々年度の実績）

B 補助基準原価ベース算定コスト

- ・ 民営バス平均をベースに算定（民営バス事業者「阪神地域の民営バス事業者」の平均コスト）

人件費、一般管理費、営業外費用（民営バス平均を適用）

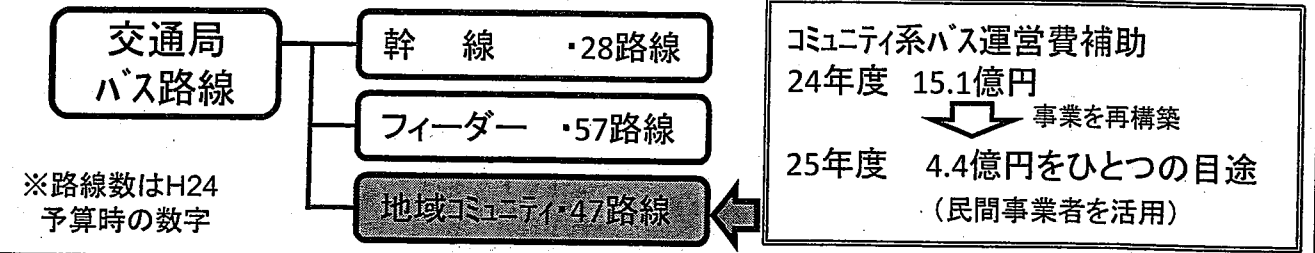
車両減価償却費、燃料油脂費、その他運送経費（当該バス運行事業者）

その他費用（実績比率で算定）

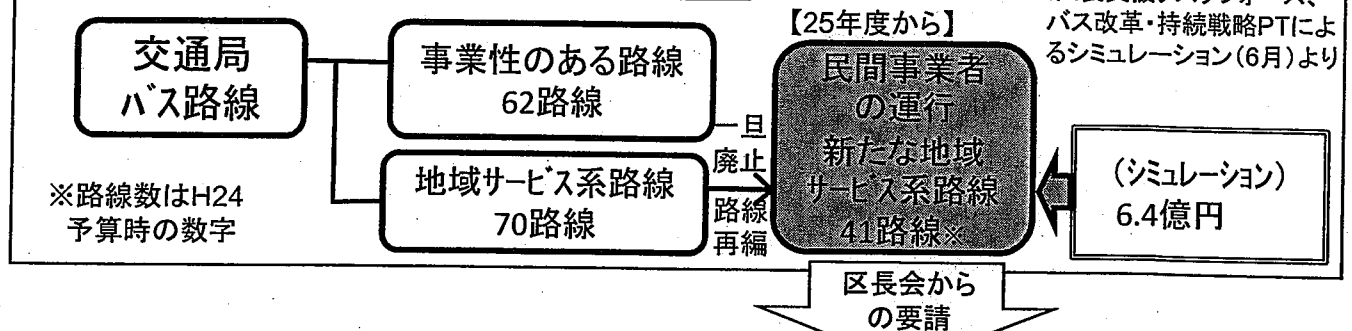
費用計 【 2, 2 8 9 百万円】

欠損額（A－B）【 - 8 5 4 百万円】

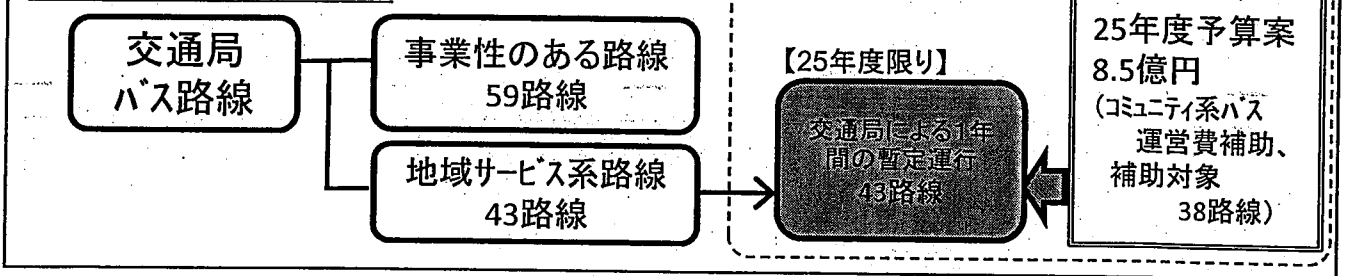
◇市政改革プラン



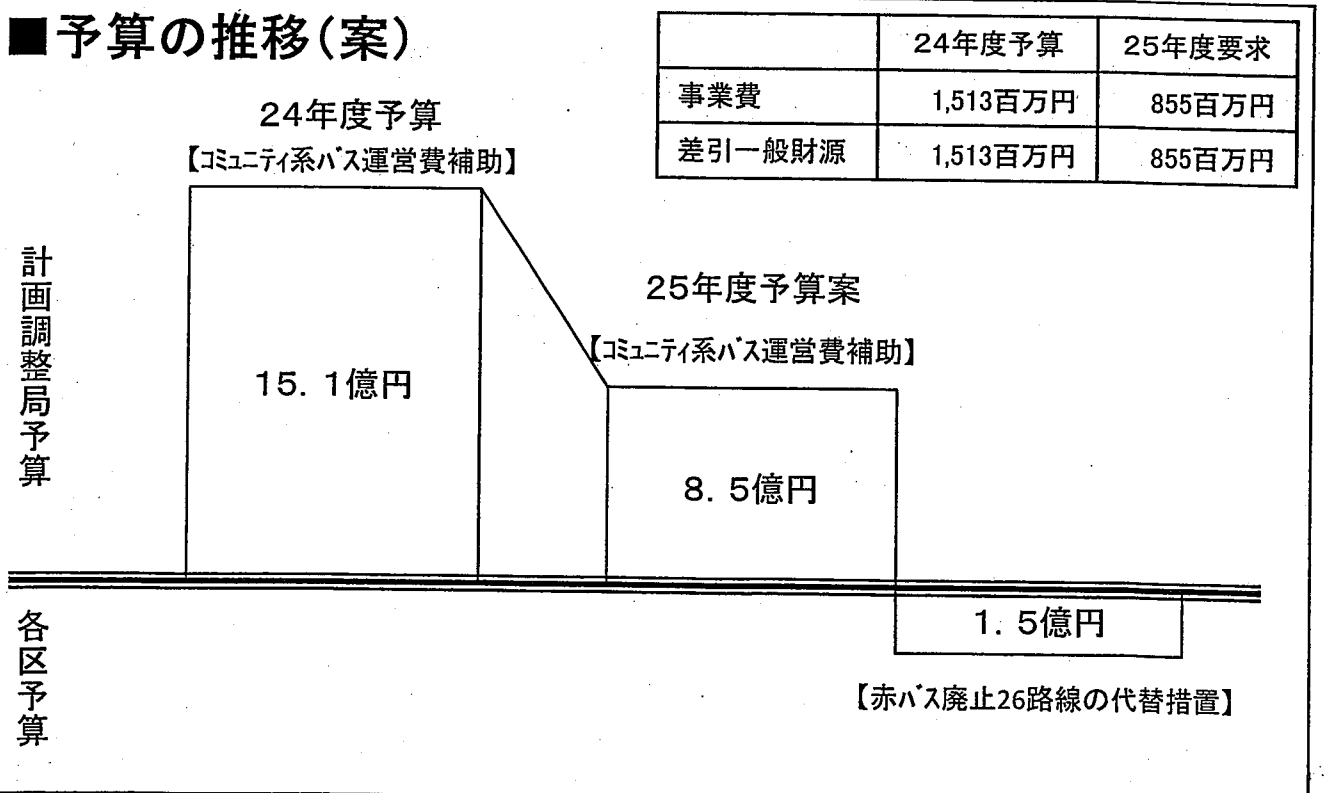
◇大阪府市統合本部「基本的方向性(案)」



◇25年度の暫定対応



■予算の推移(案)



市政改革プラン(素案)＜5月＞(コミュニティ系バス運営費補助)

- 区長会を中心に、真に必要で福祉的な交通手段の確保策を検討
- 4. 4億円をひとつの目途として、区長会において事業を再構築

大阪府市統合本部「基本的方向性(案)」バス改革・持続戦略PT「地域に真に必要な交通手段の確保に向けて(案)」＜6月19日＞

- 交通局バス事業を「事業性のある路線」と「地域サービス系路線」に分類し、持続可能なバスサービスの提供をめざす。
- 「地域サービス系路線」については、平成24年度末に一旦廃止し、路線を再編したうえで、平成25年度からは区長の判断により民間事業者への委託や補助により移動手段を確保。
- 民間バス事業者による地域サービス系路線の運行への補助(シミュレーション)6.4億円

(「地域サービス系路線」のこれまでの経過及び現状)＜9月14日区長会＞

- 区長を中心に新路線を策定し、平成25年度当初から、移動サービスを開始することは、スケジュール的に極めて難しい。
- 平成25年度については、地域サービス系路線を継続して運行(1年間延長)することを、区長会として意思決定し、交通局と計画調整局に対し、暫定運行と暫定運行経費についての予算案の作成要請。

＜12月25日＞

- 交通局が「バス事業民営化基本方針(素案)」を公表
 - ・バス事業に投入されている一般会計補助金を、民間譲渡後(平成26年度以降)は約10億円未満に抑制する。

(計画調整局の考え方)

区長会の要請に基づき、地域サービス系路線が継続して運行(1年間延長)される方針であるため、コミュニティ系バス運営費補助制度も平成25年度に限り1年延長し、同補助要件を満たす地域サービス系路線に対しては、補助金を交付することとしたい。

25年度予算案補助対象となる地域サービス系路線

200円コミバス	9系統	約 2億5千万円
フィーダー系	29系統	約 6億 円
計		約 8億5千万円

※なお、計画調整局では別途、地域サービス系路線の民間譲渡を推進するための調査費を計上(3百万円)

赤バス廃止に伴う対応策について

大正区役所

【病院送迎バスへの分担金（小型バス）】

1. 事業費

3, 0 0 0 千円

2. 事業内容

- ・ 地域医療の中核である病院が運行するマイクロバスに係る必要経費を分担する。

(分担金支出)

- ・ 通院時間帯及び帰宅時間帯において、病院玄関前と大正区役所と区間を運行する。

3. 事業目的

- ・ 大正区役所から大正通りを隔てた西約 500 メートル（徒歩約 8 分）に、ベッド数 470 床を有し、地域医療の中核をなす病院がある。現在この病院は、赤バスのルート上に位置しており、通院する区民には貴重なアクセス手段となっている。
- ・ 通りから病院側に向けては上り坂になっている（裏面参照）ことから、病院へ徒歩で通院する高齢者や車椅子・松葉杖等を利用する坂の昇り降りが困難な通院者にとっては、赤バス廃止の影響が大きく、代替手段の確保が必要と考えている。

大正区役所

路線図

